

# お客さま体感品質モニタリング・スマート 利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 規約の制定目的

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます）は契約者にお客さま体感品質モニタリング・スマート(以下「本サービス」といいます)を提供するための条件として、お客さま体感品質モニタリング・スマート利用規約(以下「本規約」といいます)を定めます。

### 第2条 本規約の範囲

本規約は契約者（第2章第6条3項に定める者をいいます。）と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。当社が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

### 第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

### 第4条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

### 第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次の各号に定めるとおりです。

(1) 「本サービス」とは、エージェント（第5条(8)で定める）を契約者所有の PC にインストールし、契約者所有の PC からターゲット（第1章第5条(7)で定める）に対してネットワーク品質モニタリングを行い、その結果をダッシュボードにアップロードし、それを契約者が当該サイトにて参照するものです。本サービスは以下によって構成されるものとします。

- ① ネットワーク品質モニタリング

第5章第21条で定めるものをいいます。

② ダッシュボード

第6章第24条で定めた内容を契約者が確認するサイトをいいます。

③ 問い合わせ対応

第7章第26条および第7章第27条で定めるものをいいます。

(2) 「ICT ビジネスモール」とは、当社が指定する本サービスの申込サイト (<https://bizmall.ntt.com/orders/additional>) を指します。

(3) 「ご契約番号」とは、契約者が申し込んだエージェントごとに付与される番号であり、ご契約番号ごとに、当社からの請求や、契約者からの問い合わせを行うものとします。ご契約番号は当社から契約者に通知されます。

(4) 「インストール PC 識別用情報」とは、第5条(8)に定めるエージェントを識別するための情報をいいます。インストール PC 識別情報は、契約者が申し込み時に指定した PC 一台ごとに、全角半角問わず 15 文字以内で付与できるものとします。

(5) 「ログイン招待メール」とは、契約者が申込時に指定した電子メールアドレス宛に送付される、第6章第24条に定めるダッシュボードに初回ログインする際に必要なログインインビテーションおよび、ログインインビテーションの有効期限を記した電子メールをいいます。

(6) 「インストール招待メール」とは、契約者が申込時に指定した電子メールアドレス宛に送付される、契約者が契約所有の PC にエージェントをインストールするために必要なキーを記した電子メールをいいます。契約者は開通時に送付される開通案内に記載されたサイトに掲載されているマニュアルに沿ってソフトウェアをインストールすることとします。

(7) 「ターゲット」とは、ネットワーク品質モニタリングの対象となる、契約者がダッシュボードにて自らが指定する IP 疎通が可能なサーバー、SaaS 等をいいます。

(8) 「エージェント」とは、当社が提供するソフトウェアであり、契約者はエージェントを契約所有の PC にインストールし、ネットワーク品質モニタリングに利用するものとします。

(9) 「テナント」とは、エージェントが属するグループの単位をいいます。テナントは後から分けることはできません

(10) 「セッション」とは、エージェントからターゲットに接続する通信のことをいいます。

(11) 「ビジネスポータル」とは、当社が指定するビジネスポータル (<https://b-portal.ntt.com/login/?next=/>) を指し、第2章第8条に定める本サービスご利用開始日以降の本契約の解約や、問い合わせの際に使用するものとします。また、契約者は本サービスを利用するにあたり、ビジネスポータルへのアカウント登録作業が必要となります。すでに法人格でビジネスポータルを利用中の契約者の場合、ビジネスポータル

ログイン ID の作成は、契約者が自ら自社のビジネスポータル管理者に依頼し、準備するものとします。

(12) 「サポートサイト」とは、当社が指定する本サービスのサポートサイト (<https://support.ntt.com/mieruka>) を指し、契約者は以下の目的でサポートサイトを利用するものとします。当社はサポートサイトにて、第 1 章第 5 条(7)に定めるビジネスポータル工事・故障について、第 8 章第 34 条に定める周知に則って掲載をします。サービスのよくあるご質問（以下、「FAQ」といいます。）を掲載します。契約者は問い合わせ前に FAQ を参照するものとします。およびサービスに関するマニュアルや必要システム要件等の資料のダウンロードができます。

## 第2章 契約

### 第6条 申込と承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社が指定する ICT ビジネスモール経由で申し込む、もしくは当社の営業担当を通して申し込むものとします。（以下、本サービスへ申し込む者およびサービスを利用する予定の者を「申込者」といいます）。

2 申し込み時に、申込者は ICT ビジネスモールもしくは当社の営業担当の指示に従い、申込に必要な情報を記入する必要があります。

3 当社が申込者からの申し込みに対して承諾したときをもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます（以下、当社が承諾した本契約の申込者を「契約者」といいます。）

4 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5) 申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みに係る内容の確認または変更要請に対し、当社の指定する期日までに回答しないとき

(6) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき

5 当社は承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には承諾

を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

6 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

## 第7条 提供場所

本サービスの提供地域は日本国内のみとします。

## 第8条 利用開始

本サービスのご利用開始日は、契約者が本サービスの申込時に ICT ビジネスモールで指定する「サービスご利用開始希望日」とします。ただし、「サービスご利用開始希望日」が申し込み日から3営業日未満の場合は3営業日目を本サービスのご利用開始日とします。（以下、本項に定める本サービスのご利用開始日を「サービスご利用開始日」といいます。）

2 契約者は、「ログイン招待メール」および「インストール招待メール」を受け取った場合、各メールに記された日までに、以下の契約者による作業を完了しなければなりません。

(1) ログイン招待メールを受領したアドレスのダッシュボードログインアカウントの有効化（メール送付から1週間以内）

(2) 契約者所有のPCへのエージェントのインストール（メール送付から1週間以内）

3 前各号に定める契約者による作業が完了されない場合、第1項に関わらず、契約者は本サービスの提供開始が遅れることを承諾するものとします。

## 第9条 開通案内

当社は開通案内により、下記を通知します。本開通案内は ICT ビジネスモールもしくは営業経由で申し込みを行った契約者のメールアドレス宛に、サービスご利用開始日に当社から送付されます。

- ① 申込日
- ② ご利用開始日
- ③ ご注文内容（「新規申し込み」のみ）
- ④ 契約社名
- ⑤ ご契約番号
- ⑥ ログイン ID（メールアドレス）
- ⑦ インストール PC 識別用情報
- ⑧ ご利用場所

⑨ お客様体感品質モニタリングライトに関するポータルご案内

第10条 最低利用期間

最低利用期間の設定はありません。

第11条 契約者の地位の承継

法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第12条 氏名等の変更の届出

契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

第13条 契約上の地位の譲渡

契約者および当社は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本サービス上の権利または義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡または承継することができません。

第14条 本サービスご利用開始日より前の契約者による本契約のキャンセル

ICT ビジネスモールで契約者が申込みボタンを押下したときからサービスご利用開始日までの間、契約者の都合による本契約の変更およびキャンセルは受け付けません。サービスご利用開始後に、解約および再度新規での申込み手続きが必要となります。

第15条 本サービスご利用開始日以後の契約者による本契約の解約

契約者が本サービスの解約を申し出る場合、ビジネスポータルより申請するものとします。本サービスの解約日は、申し込みがあった月の最終日となります。解約にあたり、契約者は予め次の各号を承諾するものとします。

(1) 解約に伴い、契約者所有の PC にインストール済みのエージェントは、契約者が

契約者の責任においてアンインストールするものとします。

#### 第16条 当社が行う本契約の解約

当社は次の各号いずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

(1) 第3章第18条により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。

(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。

(3) 契約者が第2章第6条（申し込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。

(4) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。

(5) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき。

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

(1) 緊急またはやむを得ない場合。

(2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

(3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押または滞納処分を受けたとき。

(5) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。

(6) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

### 第3章 利用中止等

#### 第17条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

(1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工用上またはサービス提供上やむを

得ないとき。

(2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。

(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。

(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。

(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、第8章第34条に基づき、契約者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第18条 利用停止

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支払われないことが合理的に見込まれるとき。

(2) 本規約に反する行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第4章 料金等

#### 第19条 料金

本サービスの料金は、当社が指定する ICT ビジネスモールに記載する料金表の定めるところによります。

#### 第20条 請求および支払い

当社から契約者に対する請求および支払いは次の各号の通り行い、契約者は予め承諾するものとします。

(1) 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌月の初日から起算して、契約の解約日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

(2) 「お客さま番号」ごとの課金および請求とします。

(3) 請求料金は基本料金および工事費の合算で成り、料金月単位で計算を行います。

日割り計算は行いません。

(4) 新規申し込みは、当社から発行される請求書払いのみとします。請求書の送付先は、契約者が申し込み時に「請求書に関する情報」に記載した情報に基づき送付します。契約者が請求書の送付先の変更を希望する場合は、契約者は当社の請求書に記載の問い合わせ先に依頼するものとします。

(5) 請求額および請求方法に関する問い合わせは、契約者から当社の請求書に記載の問い合わせ先に問い合わせるものとします。

(6) 契約者は当社の請求書に従い、当社が指定した期日までに請求料金を当社に支払うものとします。契約者が支払を遅延した場合、当社は契約者に対して、支払期日の翌日から契約金額の支払いを全て履行した日（同日を含む）までの期間につき、支払遅延金額に支払期日翌日時点で民法（明治二十九年法律第八十九号）が定める法定利率を乗じて算出した額を、遅延損害金として請求できるものとします。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

(7) 利用中止または利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

(8) 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

## 第5章 ネットワーク品質モニタリングにおける条件

### 第21条 ネットワーク品質モニタリングの提供内容

ネットワーク品質モニタリングの提供内容は以下に示す通りとします。

(1) エージェントを契約者所有の PC にインストールし、契約者所有の PC からターゲットに対してネットワーク品質モニタリングを行い、その結果をダッシュボードにアップロードし、それを契約者が当該サイトにて参照する。

テナント内に設定できる最大

(2) エージェントを契約者所有の PC にインストールし、契約者所有の PC からターゲットに対してネットワーク品質モニタリングを行い、その結果をダッシュボードにアップロードし、それを契約者が当該サイトにて参照する。

(3) テナント内に設定できる最大ターゲット数は、テナント内のエージェント数に10を乗じた数です。

(4) テナント内に設定できる最大セッション数は、テナント内に設定できるターゲット数と同数です。

(5) テナント内のエージェント1つあたりに配分するセッション数およびターゲット



数は、契約者により任意に設定可能です。

(6) エージェントと当該装置のモニタリングデータは、お客様法人格単位で表示されます。

## 第22条 準備事項

契約者は当社から送付されるインストール招待メールをもとにインストール作業を実施するものとします。

2 インストール作業実施にあたり、契約者は予め次の各号を承諾するものとします。

(1) インストール対象の契約者所有 PC は、サポートサイト (<https://support.ntt.com/mieruka>) に定めるシステム要件を満たすものとします。

(2) 契約者の環境にあらかじめインストールされているソフトウェア(セキュリティソフトや資産管理ソフト等)との干渉により、エラーが表示される、または正常に動作しない場合があります。

3 ダッシュボードへ接続するために必要なインターネット回線は、契約者自身で用意するものとします。

4 契約者が所有し、エージェントをインストールしている PC は、インターネットに接続している必要があります。

## 第23条 事前承諾事項

契約者は次の各号について承諾の上、本サービスを利用するものとします。

(1) 本サービスでは、エージェントをインストールした契約者所有の PC からターゲットに対してセッションを張り、試験の通信を行い、またそのモニタリング結果をクラウド上のダッシュボードにアップロードするため、契約者のネットワーク内に一定量の通信が発生します。

(2) モニタリングデータを収集する際、およびモニタリング結果をクラウド上のダッシュボードにアップロードする際、契約者の環境 (Proxy Server、Fire Wall 等を含めた契約者の IT 環境) に起因する、あるいはエージェントやダッシュボードのメンテナンス・故障等の事象により、正常に結果を反映できない場合があります。

(3) 当社は、データが欠落した場合、データが漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失によるものである場合は本号の規定は適用しないものとします。

(4) 契約者は、当社がエージェントにより収集するデータを本サービスの提供および契約者のネットワークシステム改善検討・提案のために使用することを承諾し、承諾することにつき正当な権限を有していること、および当該データ、とりわけ個人情報に関

して適用される法律を遵守していることを保証します。

(5) 本サービスにより生成されるデータについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

## 第6章 ダッシュボードにおける条件

### 第24条 ダッシュボードの提供内容

ダッシュボードの提供内容は以下に示すものとします。

(1) ダッシュボードには、当社が指定する ICT ビジネスモールで契約者が選択した以下の項目の調査結果が表示されます。

- ・ Latency
- ・ Loss
- ・ jitter
- ・ Speed test

(2) 調査結果の最大表示可能期間は 92 日とします。なお、ダッシュボードに表示できる調査データの間隔は、データ取得後 2 週間までは 1 分単位で表示可能ですが、その後経過日数に応じて表示できる間隔が伸びていきます（最長 30 分間隔の平均データとして表示されます）。表示可能期間を過ぎたデータは自動的に削除されます。

### 第25条 事前承諾事項

契約者は次の各号について、承諾の上本サービスを利用するものとします。

(1) 本サービスで提供するダッシュボードへのログインに必要となる ID およびパスワード等のアカウント情報の作成および管理は、契約者が自ら実施するものとします。

(2) 当社は、本サービスで提供するダッシュボードの内容を予告なく変更することがあります。契約者はこれを予め承諾するものとします。

(3) 当社は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。その結果、該当する期間はダッシュボード提供期間の対象外および、ダッシュボード閲覧可能期間外となる場合があります。

- ① 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上またはサービス提供上やむを得ないとき。
- ② 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
- ③ 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。

(4) 基盤の故障等により、調査結果とデータが削除される可能性があり、弊社はこの復旧について責任を負いません。

## 第7章 問い合わせ対応

### 第26条 問い合わせ対応の提供条件

問い合わせ対応の提供条件は、以下の通りとします。

- (1) 問い合わせ窓口はビジネスポータルとします。
- (2) 問い合わせ受付開始はサービス提供開始日以降とします。
- (3) 受付対応時間は平日 9:00～17:00（土日祝日、12/29-1/3 を除きます）とします。
- (4) 対応言語は日本語のみとします。

### 第27条 事前承諾事項

契約者は次の各号について承諾の上、本サービスを利用するものとします。

(1) 以下の各号の問い合わせについては、当社は回答する義務を負わないものとします。

- ① ダッシュボードに記載されたグラフの個別事象、およびモニタリング結果の品質に関する問い合わせ
- ② モニタリングデータが取得できていないことに対する理由や対処方法に関する問い合わせ
- ③ 上記を始めとする、本サービスで規定している範囲外あるいは契約者の IT 環境に起因する事項に関する問い合わせ。

(2) 問い合わせに対する当社から契約者への回答後、契約者が本問い合わせに対して追加で質問を希望する場合は、契約者は新規でビジネスポータルから問い合わせるものとします。

## 第8章 雑則

### 第28条 免責

契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその他の原因を問わず、責任を負わないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められ

る、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

#### 第29条 責任の範囲

当社は、本サービスが契約者の利用目的に適切または有用であること、またその測定結果に誤りのないことについて保証を行わないものとします。また、エージェントの誤作動がないこと、その動作の結果得られるデータが完全であること、バグその他の不具合がないことについての保障も行わないものとし、これにより契約者に損害が発生したとしても賠償責任を負わないものとします。

2 別途規定がある場合を除き、当社が本利用規約に規定する義務を履行しないとき、義務の履行が不能であるときは、契約者はこれによって生じた損害の賠償を請求することができます。ただし、当該義務の不履行が、当社の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第三者から不正アクセスを受けた場合を含む）は、この限りではありません。本サービスに関連する当社の契約者に対する賠償責任は、当該損害が発生した時点から起算して12か月以内に契約者から当社に実際に支払われた金額の半額を限度として、逸失利益を除く顧客に現実に生じた通常の損害に限定され、当社は、その予見の有無を問わず、特別損害、間接損害等については責任を負いません。

#### 第30条 本サービスの変更、廃止

当社は、本サービスで提供する仕様やプラットフォームを予告なく変更することがあります。契約者はこれを予め承諾するものとします。

2 当社は、本サービスの一部または全部を廃止することができるものとし、本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部に係る契約は終了するものとします。当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

3 当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知するものとします。

#### 第31条 データの削除

当社は、本サービスの廃止のほか、契約者による本契約の解約または当社による本契約の解約があったときのほか、測定から92日を超過した保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。

### 第32条 契約者の義務

契約者は次の各号を守るものとします。

- (1) 当社または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等を行わないこと
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと
- (6) 利用申込みの際またはその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること
- (7) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、または当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
- (8) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと

### 第33条 契約者の協力義務

当社は各号の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

- (1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
  - (2) その他、当社が必要と判断する理由がある場合
- 2 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

### 第34条 故障や工事に関する周知

ダッシュボードについて、当社がユーザーに影響が出ると判断した故障や工事に関する情報は、故障情報サイト (<https://status.edgelg.com/>) にて掲載するものとします。なお、ビジネスポータルの故障についてはサポートサイトに掲載します。

### 第35条 個人情報の取り扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」 (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) によりま

す。

## 第36条 秘密の保持

当社がエージェントにより収集したデータは本サービス提供目的、および契約者のネットワークシステム改善検討・提案のため以外に利用しません。

2 当社が収集したモニタリングデータは、検収完了後、破棄するものとします。

3 契約者および当社は、本サービス提供に関して開示された営業上、技術上またはその他の業務上の秘密であって書面等有形媒体により秘密である旨を明示されている情報（以下「機密情報」という）を、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に公表、漏洩、または本サービス提供履行の目的以外に使用してはなりません。ただし、次に掲げるものはこの限りではありません。

(1) 開示のときにおいて公知である情報。

(2) 受領者への開示後に受領者の責めに帰すべからざる事由により公知の事実となった情報。

(3) 受領者が正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報。

(4) 受領者が開示者から入手した機密情報によらず独自に開発した情報。

(5) 開示者が守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報。

4 本サービスを提供する上で取得したデータは、クラウド上のダッシュボードにアップロードされ、管理されます。ただし、前項の規定にもかかわらず、プラットフォーム提供事業者が当社からの問い合わせへの回答等の業務遂行のために必要な範囲で、以下 URL に記載されたポリシーに基づき機密情報にアクセスする場合があります。

<https://www.ntt-dev.io/knowledge-base/network-monitoring-agents/agent-privacy-policy.ja>

5 契約者は当該ポリシーの内容を認識し、契約者が GDPR に定める Data Controller に該当する場合があることを了承するものとします。

6 受領者は、法令または裁判所もしくは官公庁の判決、決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で開示者の機密情報を当該機関に対して開示することができます。ただし、受領者は、かかる要求があった場合、可能な範囲でその開示の前にその旨開示者に通知するものとします。

## 第37条 著作権等の帰属

本サービス提供に基づき当社が契約者に貸与または提示する一切のソフトウェア等のプログラム、ドキュメント（機能説明書、マニュアル等含む）に関する著作権ならびにそれに含まれるノウハウ等すべての知的財産権は、当社または当社の指定する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の知的財産権を契約者の社内業務のためにのみ使用することとし、他の目的に使用してはならないものとします。なお、本サービス提供の終了に伴い、知

的財産権の使用も終了するものとします。

#### 第38条 不可抗力

いずれかの当事者が、地震、台風、津波、落雷、その他の天災地変、パンデミック、エピソード、交通機関の障害、戦争、暴動、内乱、労働争議、法令、規則の改正、政府の行為等、当該当事者の合理的管理の範囲を超える不可抗力(以下「不可抗力」といいます)により、本利用規約に基づく義務の全部または一部を履行できないもしくは履行を遅延した場合、当該当事者は相手方当事者に対してその責任を負わないものとします。ただし、本利用規約に基づく契約者の支払義務については本項の適用を受けないものとします。

#### 第39条 管轄裁判所

本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所をもって合意上の第一審専属管轄裁判所とします。

#### 第40条 存続条項

本サービス提供が終了した場合においても、第28条(免責)、第39条(管轄裁判所)は引き続き効力を有するものとします。

#### 第41条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

#### 第42条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

#### 第43条 協議

利用規約について疑義を生じた場合には、疑義が生じた時点で申告を行い、契約者と当社は誠意をもって協議し円満にその解決にあたるものとします。また、本利用規約に定めのない事項について疑義を生じた場合についても、契約者と当社は誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとします。

#### 第44条 フェアユースポリシー

当社は契約者に適切なマナーにもとづき本サービスを利用することを求めます。

2 当社は契約者に、本サービスの利用を制限する権利を有し、次の場合サービスの一時中断または終了、本契約の内容変更を要求できるものとします。フェアユースとみな

されない行為を以下に示します。

- (1) 契約者の問い合わせが、本メニューのエンジニアの稼働を著しく占有する。
- (2) 契約者の求める調査内容が、本サービスで許容される範囲、分量を上回る。